

海外労働事情

イギリス

外国人専門技術者の新たな受け入れ制度の運用開始

EU域外からの専門技術者などの受け入れについての新たな制度が一月末に開始された。制度導入に先立ち、政府は「人材不足職種リスト」をすでに発表している。旧制度よりも広範な職種をあげているものの、賃金水準など条件を厳しくしているのが特徴で、底流には外国人の雇用を圧縮し、イギリス人に振り向けたという政府の思惑が垣間見える。景気悪化によって、政府はこの姿勢を一段と強化する可能性が高い。

外国人受け入れ職種、二〇万人分圧縮

今年はじめから段階的に導入されているポイント制（外国人



人分圧縮

を人国目的や専門技術等に選別して、年齢や学歴などに基づく入国資格を定める制度）のうち、専門技術者などを対象とする第二区分の運用が一月末から新たに開始された。保有資格や、受け入れ先での給与水準などに基ついで計算されたポイントが、政府の定める基準を満たす外国人に対象を限定する。受け入れ側に対しても、外国人を雇用する職種の専門性や、EU域内での人材調達が困難であることの証明（労働市場テスト）一定期間の求人広告の実績など）を求める点は従来の制度と同様だが、新たな制度のもとでは、受け入れ先（スポンサー）としてライセンス取得も義務付けている。また従来の制度とは異なり、外国人には一定の英語能力も問われる。

ただし、政府が人材不足と認める職種については、労働市場テストが免除される。職種の検討は、政府の諮問機関である移民提言委員会

(Migration Advisory Committee) が実施することと

されており、委員会は既に九月、

政府に不足職種案を提出していた（本誌一月号の記事参照）。

委員会案は、旧制度のもとで政府が認めていたよりも広範な職種を人材不足としているものの、資格水準や賃金額などの条件を明確に課しており、また従来の制度のもとで、不足職種リストに含まれていたソーシャル・ワーカーを除外するなど、対象職種の就業者数は旧制度に比べて三〇万人分圧縮されるとしていた。委員会案を受けて、国境局 (UK Border Agency) は業

界団体などから意見聴取を実施、最終的にソーシャル・ワーカーを復活させた不足職種リストを固めた。ソーシャル・ワーカーは就業者数にして一〇万人分に相当する計算で、このため旧制度からの圧縮幅は二〇万人分に減少した。国境局は委員会に対して、ソーシャル・ワーカーや上級介護労働者、看護師、シェフなどの職種について来年三月までに検討のうえ改定案を示すよう、改めて諮問している。

新たな制度に混乱も

雇用主がスポンサーとしてのライセンスを保有していない場合、新たな外国人労働者の受け入れだけでなく、現在雇用している外国人の滞在許可延長なども行うことができない。しかし、

企業の多くは未だ申請に至っていないとみられ、また制度導入の直前に申請が集中したことなどによる国境局の手続き遅滞も続いているという。審査内容には、就業内容や就業環境などに関する実地検査などが含まれており、必要な人員を確保できていないことも理由の一端とみられる。

企業からは、新制度の導入によるコスト増などに加え、国内では調達が困難な職種の労働者不足を助長するとの批判の声が強いが、移民提言委員会の委員長を務めるデビッド・メトカーフ教授は、企業が国内での採用活動を強化してより高い賃金を提示すれば、イギリス人労働者の応募が増加によって人材不足は緩和されると一蹴し、さらにライセンスの審査にあたっては、イギリス人従業員の訓練が十分に行われているかも対象となりうるとの見方を示したという。

このほか、専門家の間では、政府が制度の有効性を示すには、厳しい取り締まりを実施する以外にないとの見方も出ている。

政府の発表によれば、今年から金額が大幅に引き上げられた違法滞在者の雇用に対する一万ポンド以下の罰金は、一〇月までの半年間で二三〇の雇用主に適用されており、これらに関連し

て徴収が予定されている罰金は総額七〇万ポンド強にのぼる。

また、ビザ延長を申請する外国人に対する生体認証IDカードの発行手続きが、二五日から開始された。六カ月以上滞在する場合に取得が義務付けられるもので、国内七カ所の窓口機関で顔写真の撮影や指紋採取などを受ける必要がある。カードには、氏名や国籍、顔写真、ビザ等の有効期間などのほか、生年月日・出生地、滞在中の資格（就労の可否、公的な手当等）に関する資格の有無などが記載される。当座は学生や配偶者ビザの保有者などが対象だが、今後、適用者を順次拡大する予定だ。

政府は、違法滞在者の雇用による不利益の防止などにも有効であるとして、二〇一四年度までに対象となる外国人の九割にカードを発行することを目指している。将来的には、イギリス人に対しても同様のIDカードを付与する予定だ。野党などからは、カードの付与によって不法移民を防止することはできないとして、無駄な費用を国民に課しているとの強い批判や、個人情報扱いを懸念する声などが上がっている。

【参考】

UK Border Agency 'BBC' guardian.co.uk ' Personnel Today 各ウェブサイト

(国際研究部)

アメリカ

ボーイング社のスト、五
七日間で終結

米航空機最大手ボーイング社と同社の機械工関連部門を組織する国際機械工・航空宇宙産業労働者組合（IAM）との三年間の新労働協約交渉が今年の五月から行われていたが、九月四日の失効期限になってもまとまらず、九月六日にストライキへ突入し、五七日間のストを経て、一月一日によりやく解決した。前回の二〇〇五年の協約改定では四週間のストライキ後に合意したが、今回は一カ月を超過しても話し合いの予定すらたない状態だった。交渉の膠着状態を受けて、連邦調停和解サーピス庁は労使双方に対して、話



表 経営側提示内容と最終妥結内容の相違

8月29日提示内容	最終妥結内容
賃上げ	
1年目：5% 2年目：3% 3年目：3% 総額：11%	1年目：約5% 2年目：約3% 3年目：約4% 総額：約13%
一時金	
妥結一時金：2500ドル 一時金：総額賃金の6% あるいは2500ドル	1年目10%または5000ドル 2年目1500ドル 3年目1500ドル
月額年金給付	
2009年1月1日から 70ドル→80ドル	2009年1月1日から 70ドル→81ドル 2012年1月1日から83ドル

資料出所：“Daily Labor Report”，BNA, Aug. 29, Sep. 3, 5, 9, Oct. 6, 29, 2008 より作成

し合いは中立的な場で行い、合意への道筋をつけるように要請する事態になった。これに対して労使は同庁の調整官と連絡を取り合って交渉のテーブルづくりに努力を続け、スト開始から四七日目にあたる一月二三日から五日間の集中交渉を行い、五日目の一月二七日に暫定合意に至った。最終的に投票により新協約を妥結し労働者が職場復帰するまでに五七日間を要し、ボーイング社とIAMの間では過去最大規模のストライキとなった。なお九月末までの交渉過程の詳細については当機構海外労働情報二〇〇八年一〇月を参照されたい（注）。

今年九月までの協約が失効する直前の八月二十九日に経営側から提案された新協約改定案に対して、労働側

は以下の点を不満としていた。
①賃上げ一三%を主張に対して、経営側の提案は一%であったこと
②労働側が強く求めていた雇用保証について現行の協約から前進が一切なかった点である。後者については、同社がアウトソースの割合を高めていることに労働側は不満を抱いた。最終的な妥結内容との相違については表のとおりである。

雇用保証について、妥結内容には外部ベンダーの利用はデザイン分野に限定することや、材料搬送における三〇〇〇人分の職を保証するなどが盛り込まれた。今回妥結した協約の有効期限は四年間、二〇一二年九月八日までである。

ただ、今回のストによるボーイング社の業績への影響は大きく、第三四半期の純収入ベース、今年初期との比較で一億一〇〇〇万ドルから六億九五〇〇万ドルへ三八%減少する結果となった。

〔注〕

当機構URL：http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_10/america_02.htm

【参考資料】

『The Wall Street Journal』, Oct. 23, 2008, A1, A9
『The New York Times』, Oct. 23, 2008, B10

『Daily Labor Reports』, BNA, Aug. 29, Sep. 3, 5, 9, Oct. 6, 29, 2008

（国際研究部 北澤謙）

ドイツ①

金属産業の賃上げ交渉、
四・二%で合意

組合員三六〇万人を対象に過去一六年間で最高となる八%の賃上げ要求を掲げて今秋の賃上げ交渉に臨んだ金属産業労組（IGメタル）は一月二日、同産業主要地域のバーデン・ヴュルテンベルク州で、経営側（ゲザムトメタル）との間で計四・二%の賃上げで合意した。新協約によれば、〇九年二月に二・一%、五月に二・二%と段階的に引き上げる。また今年一月から来年一月までの三カ月について五・一%の一時金を支給する。財政状況が厳しい企業については、二回目の賃上げを〇九年二月まで先延ばしすることも可能だ。新協約の有効期間は二〇一〇年四月までの一八カ月間。労働側の要求に対し当初二・一%の賃上げ案を提示した経営側に反発し、IGメタルは各地で時限ストを展開し、直前まで本格的な全面スト突入の可能性が報じられていたが、直前になって両者が歩み寄りをみせ、一月一日の第四ラウンドの交渉で二三時間近くにわたった協議の末、合意が成立した。合意内容は、ドイツ全地域の交渉を左右するモデル賃金協約としての意味合いを持ち、全国で適用される。

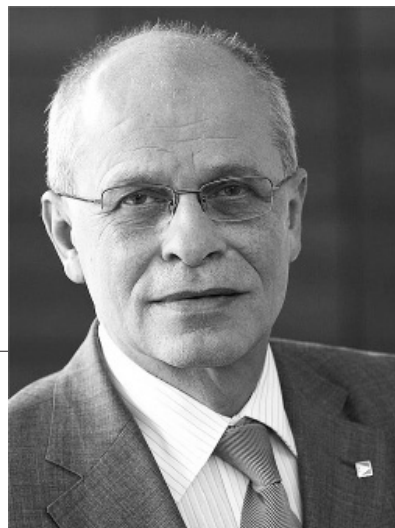
IGメタル、各地域で時限スト展開

IGメタルの八%の賃上げ要求は、一六年ぶりの高水準。ところが金融危機の影響もあり経営側のゲザムトメタルは一月末、バーデン・ヴュルテンベルク州での労使交渉でこれを大きく下回る賃上げを提案した。内容は〇九年一月から二・一%の賃上げ、これに加えて年収の〇・八%の一時金（労働者一人当たり平均三五〇ユーロ程度）を〇八年一月、二月に分けて支払うというもので、経済状況が厳しい事業所については、一時金をこの半分（〇・四%）とする可能性も伝えられていた。

これを受けてIGメタル側の不満が噴き出した。経営側の提案について、ベルトルト・フー



IGメタル本部



バー・IGメタル会長（写真）

は一〇月三〇日、「高止まりしているインフレ率を考えると、これでは実質賃金のマイナスだ。ここ数年の好景気で経営陣や資本家は太儲けしたのに、労働者には何の見返りもなかった。四年間で収益は二二〇%増加し、売上利益率は四〇年前の水準だった。要求水準を下げる理由はない」などと強く反発した。

その後金融危機が自動車産業を直撃し、期間労働者や派遣労働者の人員削減が相次ぐなか、八%の要求は非現実的なものとの報道が目立つようになった。それでもIGメタル側は要求水準を堅持し、金融部門の失敗で一般労働者が罰を受けるべきではない「などと強気の姿勢だった。また、今年、鉄鋼・化学・公務部門などがこぞって大幅な賃上げを勝ち取っただけに、それを上回る賃上げの獲得に躍起になっていた。だが、IGメタルにとって今秋の賃上げ交渉は、

非常にタイミングの悪い時期に重なった。経営側も、ダイムラー、オペル、BMWなど大手自動車メーカー各社が減産に乗り出し、

業界全体の先行き不透明なことも加わって、難しい交渉となった。

その後IGメタルは一月一日、全国各地で八〇〇人以上の組合員が時限ストを打つたと発表。翌週も各地で実力行使に踏み切る構えをあらわにし、メディアはこぞって本格的な無期限スト突入の可能性を報じていた。これを受け経営側ゲザムトメタル会長のマーティン・カーネギーサー氏は二月二日、「八%の賃上げはあり得ない。労働側の期待はわかるが、調整が必要だ。さもなければ雇用削減が避けられない。ストという手段は、労使双方に損害しか生み出さず、エスカレートすると、最終的には雇用に影響が及ぶ。金融危機の影響が業界全体にすでに波及しつつある。本格的なストが回避できないと、経営側だけでなく、最終的には労働者の首を絞めることになる」と労働側の理解を求めた。

金融危機の影響で交渉難航

今秋の賃上げ交渉の第一ラウンドは一〇月初めにスタートし、同産業主要地域として注目を集めたバーデン・ヴュルテンベルク州の交渉第四ラウンドが一月一日に再開し、交渉がヤマ場を迎えた。同州での合意は他地域のモデルケースとなるのが通例だ。

同州の交渉ラウンドに先立ってフーバー・IGメタル会長は、「長期的に安定した計画が必要なのは理解したので、協約の有効期間については一年以上、つまり一八カ月〜二〇カ月間の協約を交わしてもかまわない」などとして、協約有効期間については、これまでの主張の一二カ月にはこだわらないとの見解を明らかにしていた。だが、金融危機による悪影響は認めつつも、八%という要求水準自体は維持するというのがその時点の姿勢で、交渉決裂の場合には、一月二二日にも現地でトップ会合を設け、スト決議に向けた投票を実施したうえ、一月一七日も無期限ストに踏み込む意向を示していた。同じく取材に応じた同地区のホフマン委員長も、「雇用労働者の家計所得は大幅に削減され、限界まできている。我々が目指すのは、低所得者層が平均水準以上の所得を獲得できるような社会的要素を組み込むことだ。それを実現する

のが、全労働者を対象とした一時金の支給だ。経営側は受注変動に対し、労働時間口座や短時間勤務を活用することである程度柔軟な対応が可能はずだ。経営者側の対応によってはストを辞さない」などとコメントし、交渉に臨んだ。交渉前日の取材に応じたカンネギーサー・ゲザムトメタル会長は、「合意に向けて全力を尽くす」と述べ、ストを回避したい方向を再確認した。

全国への影響が避けられない同州の交渉ラウンドは、協議が二三日間近くに及んだ。これまで硬直的な姿勢を貫いてきたIGメタル側が初めて歩み寄りをみせ、結局四・二%の賃上げで妥結。これに加え、今年一月、一月、来年一月について五〇ユーロの一時金の支払いを辛うじて獲得した。過去数年の金融産業の業績好調を理由に八%の要求をつきつけていただけに、金融危機の影響で先行き不安なことからIGメタル側にとっては手痛い結果となった。他方、新協約締結を受け、使用者側ではインフイニオンが使用者団体からの脱退を表明した。

【参考資料】

Financial Times, Deutsche Welle, Sueddeutsche, Handelsblat, Frankfurter RundschauBild各紙, IGメタルホームページ, 海外委託調査員月例報告。

(国際研究部)

ドイツ②

過去一〇年間に非正規労働者比率が二五・五%に上昇——連邦統計局調査

連邦統計局が九月に公表した調査結果で、〇七年の非正規労働者数が七六八万人となり、全雇用労働者三〇一八万人の二五・五%に達したことが明らかになった(表1)。九七年から〇七年の一〇年間で非正規労働者数は二五八万人増加し、雇用者全体に占める割合が八ポイント上昇。とりわけ派遣労働者の増加が著しく、一〇年間で三倍以上に跳ね上がり、六一万人に達した(表2)。他方、同期間に正規労働者数は一五三万人減の二二四九万人となり、雇用労働者全体に占める割合が七四・五%へと低下した。

非正規労働者の七割以上が女性

連邦統計局によれば、正規労働とは、①フルタイム就労者または週二〇時間以上のパートタイム就労②期間の定めのない雇用契約関係③社会保険制度の適用を受ける④直接の雇用関係——を特徴とする。これに対し非正規労働とは、①期間の定めのある雇用関係②週二〇時間未満のパートタイム労働③派遣労働④僅少労働——を指す。

非正規労働者の性別構成をみると、女性(七一・〇%)が男

表1 正規・非正規就業者数及び構成比（生産年齢人口、1997-2007年）

年度	従属的就業者		
	総数	正規	非正規
	単位 1000人		
1997	29 120	24 020	5 100
1999	29 450	23 640	5 810
2001	29 730	23 740	5 990
2003	28 960	22 830	6 130
2005	28 830	22 080	6 750
2007	30 180	22 490	7 680
割合 単位%			
1997	100.0	82.5	17.5
1999	100.0	80.3	19.7
2001	100.0	79.9	20.1
2003	100.0	78.8	21.2
2005	100.0	76.6	23.4
2007	100.0	74.5	25.5

注：抽出国勢調査—2003年までは春期確定報告、2005年以降は年間平均値。
資料出所：連邦統計局

表2 形態別非正規就業者数及び構成比（生産年齢人口、1997-2007年）

年度	非正規就業者			
	パートタイム	僅少就業	有期労働	派遣労働
	単位 1000人			
1997	3 390	1 310	1 820	180
1999	3 830	1 740	2 170	250
2001	4 130	1 820	2 090	310
2003	4 420	1 950	1 970	300
2005	4 680	2 430	2 390	410
2007	4 950	2 770	2 660	610
従属的就業者に占める割合 単位%				
1997	11.7	4.5	6.3	-
1999	13.0	5.9	7.4	-
2001	13.9	6.1	7.0	-
2003	15.3	6.7	6.8	-
2005	16.2	8.4	8.3	-
2007	16.4	9.2	8.8	2.0

注：抽出国勢調査—2003年までは春期確定報告、2005年以降は年間平均値。
2005年までの派遣労働者統計は、連邦雇用エージェンシー公表値。
資料出所：連邦統計局

表3 年齢・国籍別非正規就業者の割合（生産年齢人口、1997-2007年）

	年度					
	1997	1999	2001	2003	2005	2007
年齢						
15歳から25歳未満	19.5	23.8	23.7	26.3	35.9	39.2
25歳から35歳未満	16.7	18.8	19.2	20.7	23.9	26.2
35歳から45歳未満	18.3	20.5	20.7	21.5	23.1	25.3
45歳から55歳未満	15.9	17.6	18.1	18.8	20.6	22.4
55歳から65歳未満	19.4	21.8	22.7	23.6	23.1	23.9
国籍 ²						
ドイツ人	17.3	19.4	19.8	20.6	22.8	24.7
EU域内外国人	17.0	20.0	20.0	22.2	25.2	28.7
EU域外外国人	21.7	24.7	25.8	29.3	33.5	36.8

注：抽出国勢調査—2003年までは春期確定報告、2005年以降は年間平均値。
EU域内外国人とEU域外外国人の扱いは、各年のEUへの加盟状況に対応する。2007年5月以降は、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、キプロスを含み、2007年1月からはブルガリアおよびルーマニアを含む。
資料出所：連邦統計局

資料出所：連邦統計局

性（二九・〇％）を大幅に上回った。他方、正規労働者では、男性（六一・一％）に対し女性（三九・九％）だった。非正規雇用には占める女性比率が高い主要因は、パート就業者比率の高さだ。〇七年の女性雇用労働者の三〇・二％が週二〇時間未満のパートタイム就労に従事していた。この比率は男性では四・一％に過ぎない。

若年層、EU域外外国人、低学歴層で顕著

調査ではまた、若年層（一五―二四歳層）、EU域外外国人、職業訓練未修了者の非正規就労比率が相対的に高いことも明らかになった（表3）。まず若年層の非正規就労の内訳をみると、派遣労働契約の増加が顕著となっている。低学歴労働者の非正規就労比率も高く、二六・七％（九七年）から四〇％（〇七年）へと上昇

した。国籍別ではEU域外労働者の非正規就労比率が、二一・七％（九七年）から三六・八％（〇七年）へと上昇した。これに比してEU域内（二七カ国）労働者では、一七％（九七年）から二八・七％（〇七年）と、比較的緩やかな上昇となった。なお、非正規労働者のうち、就業していてもハルツIV給付を受給していた割合は七・三％だった。

公的管理部門を除く全産業で正規雇用が減少

産業別では、公的管理部門（八三・一％）を除く全産業分野で正規雇用が減少した。過去一〇年間の減少幅が最も大きかったのは商業・修理・飲食・ホテル業で、正規の比率は七八・〇％から六七・〇％へと低下した。また、過去一〇年に正規雇用割合は低下したものの、エネルギー水供給業では依然として九〇％を上回る水準を維持した（九〇・五％）。このほか、建設業（八四・一％）、製造業（八四・二％）、信用・保険業（八三・五％）、公共管理（八三・一％）、交通・通信・報道（八〇・七％）、農林・漁業（七〇・六％）、商業・修理・飲食・ホテル業（六七・〇％）、不動産業・住宅・企業サービス（六六・〇％）、公的・私的サービス業（六四・〇％）の順となった。



〔資料出所〕
連邦統計局発表資料

（国際研究部）